

令和6年度台湾における千葉県産農林水産物輸出促進事業 企画提案仕様書

本仕様書は、千葉県が委託する「令和6年度台湾における千葉県産農林水産物輸出促進事業」の企画提案募集にあたり、業務の概要として、業務内容及び要求事項、確認事項等を示すものである。

なお、最終的な業務委託仕様書については、委託先候補者決定後、県と委託先候補者による協議の上、県が作成する。

1 事業名

「令和6年度台湾における千葉県産農林水産物輸出促進事業」

2 事業の目的

台湾は、日本産農林水産物・食品の有望な市場であり、令和4年2月に千葉県産（以下「県産」という。）の農林水産物の輸入規制が緩和されたことから、県では、令和5年11月に、県産農林水産物・食品輸出商談会をはじめとしたプロモーション活動を現地において実施したところである。

令和6年度は、このプロモーション活動の成果を最大限発揮すべく、台湾現地において県産農林水産物・食品の販路開拓を行うため、「千葉県フェア」の開催等を実施する。

本フェアでは、昨年度までの成果と県産農林水産物・食品の特徴を活かし、現地バイヤーとの関係強化や今後の取引等に資することを目的とする。

また、それに合わせ、台湾の日本産食品を取り扱う現地バイヤー等を県内に招請し、産地視察や商談会を実施することにより、県産農林水産物等の販路拡大・定着を図る。

3 委託期間

契約締結日から令和7年2月21日（金）まで

4 委託業務内容

(1) 台湾向け輸出研修会の開催

輸出に関心のある県産農林水産物・食品を取り扱う県内生産者団体・事業者等を対象に、台湾への輸出を想定した研修会を1回開催すること。なお、研修会の参加者数は30名程度を想定すること。

① 実施時期

令和6年7月～8月頃

※具体的な実施日時は、県と協議の上決定すること。

② 実施方法

研修会は、実地とオンラインによるハイブリッド開催とすること。なお、会場は成田市公設地方卸売市場会議室を想定する。

③ 研修内容及び講師

研修の内容及び講師については、提案によるものとするが、初めて輸出を行う生産者団体・事業者がいることを前提としたわかりやすいものとする。また、台湾への農林水産物輸出の留意点がかかるものとする。ただし、研修会の時間は、1～2時間程度を想定する。

④ 研修会の運営等

参加者の取りまとめや会場設営、アンケート、記録、その他運営に関する事。

(2) 台湾バイヤー等の招請及び産地視察・商談会の実施

① 台湾バイヤー等の招請

ア 招請者数

バイヤー等の招請候補は4社4名程度とし、下記の参考を踏まえながら提案によるものとする。なお、最終的な招請者と人数は、県と協議の上で決定すること。

※2社は台湾の現地バイヤー、2社は国内輸出商社を想定する。

※商談をするバイヤー等は、現地バイヤーと国内輸出商社の組み合わせで、1バイヤーとすることも可とするが、その場合は商談をするバイヤー等は3組以上を確保すること。

(参考：本県事業に参加した経験のあるバイヤー等)

○ 令和5年度：商田實業有限公司、鼎三国際有限公司、JFC台北 等

○ 令和4年度：商田實業有限公司、佐藤貿易有限公司、(株)竹商、
(有)八治商店、(株)船昌 等

イ 招請時期

バイヤー等の招請時期は令和6年8～9月頃とし、3泊4日程度の行程とすること(9ページ別表参照)。なお、最終的な日程については県と協議の上決定すること。

ウ 招請に係る手配一式

招請するバイヤー等に係る渡航費用一式(査証・保険等を含む)、宿泊先、滞在中の食事、国内交通費、県産品の手土産及びその他必要な手配・調整等を行うこと。

併せて、本招請事業の全行程に同行し、運営管理、各種調整、報告書作成に必要な写真撮影等の記録を行うこと。なお、本県に滞在中の食事や手土産については、県産農林水産物の魅力を十分伝えられる内容とすることに留意すること。

エ 招請に係る通訳の手配

通訳は、招請バイヤー等が使用する言語及び農林水産関係の専門用語に対応可能な者を手配すること。

人数は視察及び商談会の実施日(計2日間)を予定する。

視察：ホテル～現地視察への対応(早朝からを想定)(1名)

商談会：商談会への対応(日中を想定)(最大4名)

なお、通訳者は提案によるものとし、県と協議の上で決定すること

② 産地視察について

ア 実施日

産地視察は招請日程の2日目で実施することを想定するが、最終的な視察日程については、県と協議の上で決定すること。

イ 視察先

視察先候補は、成田市公設地方卸売市場、千葉県内の農林水産物の産地または加工場（なし、さつまいも、キンメダイ等）を3か所以上提案すること。なお、最終的な視察先については、県と協議の上で決定すること。

ウ 視察に係る手配等

視察先との調整・手配一式を行うこと。また、視察は借上車で移動することを想定し、招請バイヤー及び関係者の安全を担保すること。

③ 商談会の実施について

ア 実施日等

商談会は、招請日程の3日目で実施することを想定するが、最終的な商談会の日程は、県と協議の上で決定すること。なお、商談会の会場は成田市公設地方卸売市場会議室を想定しており、会場の手配は県で行う。

イ 商談形式

商談会はマッチング型とする。招請バイヤー等と商談会に参加する県内事業者等の事前調整を行い、1回30分程度、参加事業者1社当たり2バイヤー以上と商談できるようにすること。

ウ 商談会参加者の募集及び取りまとめ

前年度までの商談会の成果等を活用しながら、県産農林水産物・食品を取り扱う商談会に参加する生産者団体・事業者20者程度の募集・取りまとめを行うこと。なお、前年度までの商談会の成果については、受託事業者決定後、県から提供する。

エ 商談資料等の翻訳

商談会参加事業者等の会社情報や商品情報等の資料などを必要に応じて翻訳し、バイヤー等へ提供すること。翻訳言語は、バイヤー等が使用する言語とし、20事業者（各事業者2～3品目）程度を想定すること。なお、日本語の原稿内容は、県と協議の上で決定する。

オ 商談会の進行管理及び記録

商談会当日の受付や進行等、商談会に係る運営管理全般及び実施の記録を行うこと。

カ 効果測定等の実施

本商談会終了後に、バイヤー等及び参加事業者等にアンケート調査を実施し、商談結果や今後の取組意向の把握を行うこと。また、商談会から約3～4ヶ月後に、参加事業者等に対して再度アンケート調査を実施し、輸出取組状況及び今後の取組意向の把握を行い、効果測定を行うこと。なお、アンケート調査の項目は、県と協議の上で作成すること。

(3) 台湾現地における「千葉県フェア」の開催

①「千葉県フェア」に係るプロモーション内容の提案について

台北市または主要都市の小売店等において、現地の一般消費者を対象とした「千葉県フェア」として、県産農林水産物・食品のプロモーションを合計3回実施すること。なお、それぞれのフェアの期間は、1回あたり7日間程度を想定。フェアの実施時期・品目・場所については下表のとおりとし、各プロモーションのコンセプトを明確にした上で、具体的なプロモーション内容を提案すること。また、本プロモーションがバイヤーとの関係構築や今後の取引等に資するものとなるようにすること。

	実施時期	中心とする品目	実施場所
1回目	令和6年10月頃	なし	小売店
2回目	令和6年10月～ 令和7年1月頃	キンメダイ	飲食店
3回目	令和7年1月頃	さつまいも	小売店

※県が過去に実施した取組を考慮した提案とすること。

※最終的なフェア実施内容等については、県と協議の上決定すること。

②「千葉県フェア」の企画・運営管理全般について

ア 業務全般

事業の波及効果を最大限のものとするため、オール千葉で展開する体制を構築し、県内団体や関係者等と連携して業務に取り組むこと。

イ フェア会場等の手配・調整

会場の借り上げ、展示装飾等フェア実施に係る各種調整・手続等の業務を行うこと。なお、会場については県及び現地輸入業者等と協議の上、決定するものとする。

ウ 商品の選定・調整

フェアで中心とする品目以外に本県産農林水産物・食品を加えることができるかどうかバイヤーにヒアリングを行うとともに、フェアで販売する商品は、県及び現地輸入業者等と協議の上、出品の可否、価格、数量等について選定・調整を行うこと。

エ フェア事前告知等の広報活動

「千葉県フェア」の告知等について、ウェブへの掲載などを通じ、各フェアで現地の一般消費者に向けて周知すること。

オ フェアの企画運営

- 会場手配や商品サンプルの手配、商品・販促資材の発送等、業務にかかる行程について、県と密に打ち合わせを行い、会場設営、進行管理、撤収完了まですべての業務を行うこと。
- 台湾において、県産農林水産物の輸出規制（放射性物質検査報告書や産地証明書 の添付）があることに十分留意し、時間的余裕をもって現地へ輸送すること。

- 商品サンプル、販促資材等、日本で調達して現地に輸送する物品等については、正規の輸出入手続を行うこと。また、現地への輸送方法は、航空便、船便等の選択等、合理的な方法で輸送をすること。なお、輸送方法は現地バイヤー等と協議の上、詳細を決定すること（現地バイヤー等については、別途、県と協議の上で決定する場合がある）。
- フェアで販売する商品については、正規の輸出入手続を行い、合理的な方法で現地へ輸送することとし、販売する商品及びその輸送等に係る費用は委託費に含まれないものとする（ただし、放射性物質検査は委託費の中で行うこと）。
- 必要な書類の取得など輸出入手続への対応や、試食のための現地衛生当局への届出、販売商品への表示ラベルの貼付等現地の規制への対応を行うこと。

カ 人員配置

日本からのスタッフの派遣や現地スタッフの配置等、県や現地輸入業者等の要請に応じ、必要かつ適切な人員配置を行うこと。

キ フェアの実施記録

業務の実施状況を、写真撮影等により記録すること。また、フェアの実施がメディア等に取り上げられた場合は、掲載情報等を収集すること。

(4) 「千葉県フェア」に係る販促資材の作成について

① 販促資材の提案について

「千葉県フェア」において出品する県産農林水産物（なし、さつまいも等）の魅力を現地の消費者へ効果的に伝えながら販売するため、販促資材（商品パッケージ、持ち帰り袋等）をプロモーションのコンセプトに沿って作成すること。なお、販促資材の内容、デザイン等については、チーバくんのデザインを取り入れた上で複数の案を提案すること。なお、最終的な販促物の内容やデザインについては、県と協議の上、決定する。

② 販促資材の納品について

ア 納品期限：令和6年9月上旬

※具体的な納品期限については、県と協議の上決定すること。

イ 納品場所：千葉県農林水産部販売輸出戦略課 輸出支援室

ウ 納品部数：2,000個（枚）以上

※販促資材の納品後、県の指定する日までに、販促資材の電子データ（AIデータ及びPDFデータ）も併せて納品すること。

(5) 独自提案

「千葉県フェア」で実施するプロモーション以外の手法により、県産農林水産物の新たな販路開拓につながる手法を提案すること。なお、対象品目はフェアで扱う品目とする。

(6) 報告書の作成

本委託事業の業務の実施報告及び成果を報告書にまとめた上で、電子データにて県へ提出すること。

① 報告書に含める内容

- ア 台湾向け輸出研修会の開催結果概要、資料、参加者等
- イ 台湾バイヤー等招請に係る産地視察及び商談会の実施内容、商談結果、一定期間後のフォローアップ結果等
- ウ 「千葉県フェア」の実施結果、売上・販売結果等
- エ 「千葉県フェア」のメディア取上げ等、その他成果品と認められるもの

② 提出期限

令和7年2月21日（金）

(7) その他

本事業の実施に係り、県職員及び関係者等が台湾現地の視察や調査等を行う場合に、通訳の手配や訪問先のアポイントメント取得等の各種調整を行うこと。なお、県職員及び関係者等の現地出張は、3回程度（1回あたり4日程度、時期は8月頃及び「千葉県フェア」実施期間）を想定すること。県職員及び関係者等の出張旅費は、本事業の委託費には含まないものとする。

5 最終成果物の提出について

本事業の受託事業者は、最終的な成果物を下記のとおり県へ提出し、検査を受けること。

(1) 提出物

- ア 業務完了報告書（様式は県が指定する）
- イ 報告書（上記4（6）に記載のもの）

(2) 提出期限

令和7年2月21日（金）

(3) 提出方法

持参または電子メールによる

(4) 提出先

千葉県農林水産部販売輸出戦略課 輸出支援室

6 事業運営及び管理について

本業務が円滑に実施され、かつ高い効果を獲得することが可能な運営体制を構築するとともに、進行管理を徹底すること。

(1) 県との連絡調整

委託業務の実施にあたっては、県担当者との連絡調整や打合せを十分に行うこと。打合せを実施した際は、終了後速やかに記録をとりまとめ、県担当者へ提出すること。

(2) 主任者の選任

委託業務を円滑に遂行するため、本業務を統括し県との連絡調整を行う主任者を置く。主任者は、事業受託者の組織内において管理職又はそれと同等の立場にある者とする。なお、主任者はやむを得ない場合を除いて事業委託期間中は変更しないこととし、変更する場合は県に事前に相談の上、報告すること。

(3) 問合せ等への対応

本事業に関わる輸出事業者及びその他事業者等からの問い合わせ等に対応できる体制を整えること。

(4) 事故及びクレーム等の対応

委託業務の実施中、事故やクレームが発生した場合は速やかに県担当者へ報告するとともに、解決に向けて誠意ある対応をすること。また、その対応や経過については速やかに県に報告すること。

(5) 成果物等の取扱い

本事業の委託経費で制作した成果物等についての著作権、所有権その他これらに類する権利は全て県に帰属する。ただし、事業委託期間中は、事業受託者が適正に管理し、事業終了後に県へ引き継ぐこととする。なお、終了後も引き続き事業受託者その他が管理すべきと判断される場合は、別途協議し決定する。

7 法令遵守及び安全管理について

(1) 関係法令の遵守

委託業務に関連する全ての関係法令及び規則を遵守すること。

(2) 安全管理体制の整備

本業務の遂行に係る安全管理に関する内規を定め、災害事故の未然防止に努めるとともに、作業現場における緊急時の連絡体制を整備すること。なお、事業受託者の組織内において同様の内規等がある場合は、それに代えることができる。

(3) 作業員及び第三者の安全管理

本業務に関わる作業員の事故防止に努めるとともに、過度の負担がかからないよう、健康面に配慮して活動すること。また、第三者についても危害を及ぼさないように万全の処置を講じ、第三者に損害を与えた場合は、受託事業者の責任において措置すること。

8 秘密の保持について

本業務で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この業務委託期間終了後も同様とする。

9 その他

(1) 個人情報の取扱・管理について

業務の実施に当たっては、契約時に示す「個人情報取扱特記事項」及び「データ保護及び管理に関する特記仕様書」を遵守の上、契約期間及び契約後においても、本業務によって知り得た個人情報等は、これを漏らしてはならない。

(2) 談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償について

業務の実施及び契約の履行に当たっては、契約時に示す「談合等及び暴力団等排除に関する契約解除と損害賠償に関する特約事項」を遵守の上、遺憾のないよう遂行するとともに、特約事項に抵触する事案が発生した場合は、それに従うものとする。

(3) 再委託について

原則として、委託業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、再委託が必要な場合は、あらかじめ当該業務を完全に履行するために関与する全ての委託先（順次、再委託する場合は最終の委託先まで）を特定し、再委託の内容、そこに含まれる情報、再委託先、その他再委託先に対する管理方法等を記載した書面を県へ提出し、承諾を得ること。

(4) 著作権等について

受託者の制作物が他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。また、受託者の使用する写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないようにすること。

(5) 仕様変更について

本業務の実施に当たっては不確定要素が多いことから、県と必要な協議、打合せを十分にを行い、その指示に従い誠実に業務を進めること。また、やむを得ない事情により、本仕様書の変更が必要となる場合は、あらかじめ県と協議の上、承認を得ること。

(6) 業務内容の変更又は中止に係る委託料の取扱いについて

契約締結後、大規模災害の発生等による影響で業務内容の変更又は中止が生じた場合、委託料の取り扱いに関しては、業務の進捗状況に合わせて県と事業受託者において協議の上決定する。

(7) その他

本仕様書に定めのない事項については、その都度、県と事業受託者が協議して決定する。

(別 表)

バイヤー招請事業日程案

	実施内容	通訳手配	宿泊	食事等
1 日目	入国 夕方頃の入国を想定	×	○	朝：× 昼：× 夜：○
2 日目	産地視察の実施を想定	1 名	○	朝：○ 昼：○ 夜：○
3 日目	商談会の実施を想定	最大 4 名	○	朝：○ 昼：○ 夜：○
4 日目	帰国 昼頃の出国を想定	×		朝：○ 昼：× 夜：×

※通訳については、産地視察の日は1名、商談会の日は最大で4名の手配を行うものとする。

※産地視察の実施日は、終日借上車による移動を想定する。